

お知らせ

## 長寿のお祝い

福祉健康課

町では、皆さんの長寿をお祝いする「敬老会」と「敬老のつどい」を開催しますので、ぜひお出かけください。

「敬老のつどい」は地域により、午前または午後の開催となります。対象者には、8月中旬に案内状を送付しました。

区分	該当者	月日(曜)	時間	地域	会場
敬老会	88歳の方 (大正14年4月2日～ 大正15年4月1日生まれ)	9月11日(水)	午前11時～	全域	吹原(柳原町)
敬老のつどい	75歳以上の方 (昭和14年4月1日以前 生まれ)	9月16日 (月・祝 敬老の日)	午前10時～	笠松地域の一部 (新町の通りより北側) 下羽栗地域	中央公民館 大ホール
			午後2時～	笠松地域の一部 (新町の通りより南側) 松枝地域	

【問合せ先】福祉健康課

お願い

## 家屋を取り壊したときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

土地や家屋の用途変更があったときは、次の届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出をしてください。

## ●届け出が必要なおとときとその届出書など

こんなとき	届け出をする必要がある人	届出書の名称
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	家屋の所有者	住宅用地認定申告書
	土地の所有者	
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

【問合せ先】税務課

## わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです


**中部事務機株式会社**

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191  
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711  
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ゴミのことなら何でもお気軽にご相談下さい。


**高島衛生工業(有)**

ISO14001  
認証取得

岐南町平成6-110

Tel: 058-248-0089

<http://www.t-eisei.co.jp>